

資料編

- 1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿
- 2 策定経過
- 3 計画策定方法の実施概要
- 4 用語の説明



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿

地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱

第1 設置

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する、西東京市における地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定並びに地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進を図ることを目的として西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について討議、提言等を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事。
- (2) 地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進に関する事。
- (3) 社会福祉法人が取り組む地域公益事業の内容及び地域の課題やニーズに関する事。
- (4) その他地域福祉計画に関し市長が必要と認める事。

第3 組織

委員会は、12人以内の委員をもって構成し、次に掲げるもののうちから、市長が依頼する。

- (1) 保健、福祉及び医療に関する機関が推薦する者6人以内
- (2) 学識経験者2人以内
- (3) NPO、ボランティア団体等が推薦する者2人以内
- (4) 公募による市民2人以内

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 構成

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7 分科会

委員長は、所掌事項に係る専門事項の調査及び研究をさせるため必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

- 2 前項の分科会の組織、運営等については、委員長が別に定める。

第8 関係者の出席

委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第9 謝金

委員会又は分科会の委員が会議に出席したときは、謝金を支給する。ただし、委員会及び分科会が同日に開催した場合、委員会及び分科会の委員を兼ねる者については、1回分の謝金を支給する。

第10 庶務

委員会及び分科会の庶務は、健康福祉部地域共生課において処理する。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

委員名簿

| 選出区分 | 氏名 | 所属・役職等 | 備考 |
|---------------------------------------|-------|-------------------------------|-----------------|
| 保健、福祉 及び医療に 関する機関 が推薦する 者 | 小倉 康史 | 東京消防庁西東京消防署 警防課長 | 令和5年3月31日 まで |
| | 坂根 孝之 | 東京消防庁西東京消防署 警防課長 | 令和5年4月1日 から |
| | 篠宮 武男 | 西東京市民生委員児童委員協議会 代表会長 | |
| | 小口 浩司 | 社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 福祉活動推進課長 | |
| | 南 達介 | 西東京市緑町地域包括支援センター 管理者 | |
| | 中野 明子 | 医療法人社団薫風会山田病院 医療連携・相談室 係長 | 令和5年3月31日 まで |
| | 島崎 美来 | 医療法人社団薫風会山田病院 医療連携・相談室 | 令和5年4月1日 から |
| | 山崎 政俊 | あんしん西東京運営審査委員会 委員 | |
| 学識経験者 | 熊田 博喜 | 武蔵野大学人間科学部 教授 | |
| | 伊藤 正子 | 法政大学現代福祉学部 教授 | |
| NPO、ボラ ンティア団 体等が推薦 する者 | 新野 紀子 | 北多摩北地区保護司会西東京分区 副分区長 | |
| | 佐藤 文俊 | 特定非営利活動法人子どもアミーゴ西東京 事務局長 | |
| 公募による 市民 | 中岡 盛一 | | |
| | 米本 清 | | |

2 策定経過

| 年度 | 月 日 | 内 容 |
|-------|-----------------|------------------------------|
| 令和4年度 | 4月22日 | 令和4年度第1回庁内推進委員会 |
| | 4月28日 | 令和4年度第1回計画策定・普及推進委員会 |
| | 7月30日 | 中高生向けワークショップ |
| | 10月11日 | 令和4年度第2回庁内推進委員会 |
| | 10月28日 | 令和4年度第2回計画策定・普及推進委員会 |
| | 11月12日 | 大学生等アンケート調査 |
| | 11月25日～翌月28日 | 民生委員・児童委員アンケート調査 |
| | 12月2日 | 令和4年度第3回庁内推進委員会 |
| | 12月14日～同月28日 | 市民アンケート調査 団体・事業者調査(アンケート) |
| | 1月16日～翌月3日 | 小・中学生、高校生アンケート調査 |
| | 1月21・22日、2月4・5日 | 地区懇談会(4地区 各2回) |
| | 2月19日 | 全地区合同発表会 |
| | 2月10日 | 令和4年度第4回庁内推進委員会 |
| | 2月13日～同月22日 | 団体・事業者調査(ヒアリング) |
| | 2月17日 | 令和4年度第3回計画策定・普及推進委員会 |
| 令和5年度 | 4月21日 | 令和5年度第1回庁内推進委員会 |
| | 4月28日 | 令和5年度第1回計画策定・普及推進委員会 |
| | 6月15日 | 令和5年度第2回庁内推進委員会 |
| | 6月28日 | 令和5年度第2回計画策定・普及推進委員会 |
| | 8月1日 | 令和5年度第3回庁内推進委員会 |
| | 8月23日 | 令和5年度第3回計画策定・普及推進委員会 |
| | 10月4日 | 令和5年度第4回庁内推進委員会 |
| | 10月11日 | 令和5年度第4回計画策定・普及推進委員会 |
| | 10月23日 | 令和5年度第5回庁内推進委員会 |
| | 11月1日 | 令和5年度第5回計画策定・普及推進委員会 |
| | 11月22日 | 令和5年度第6回庁内推進委員会 |
| | 11月29日 | 令和5年度第6回計画策定・普及推進委員会 |
| | 12月1日～翌月4日 | パブリックコメント |
| | 12月5・10日 | 市民説明会(オープンハウス形式) |
| | 12月6日～同月20日 | ネットワークに係るアンケート |
| | 1月19日 | 令和5年度第7回庁内推進委員会 |
| | 1月24日 | 令和5年度第7回計画策定・普及推進委員会 |

3 計画策定方法の実施概要

(1)市民(18歳以上)、民生委員・児童委員アンケート調査

- 市民及び民生委員・児童委員の方々から、近所付き合いやボランティア・地域福祉活動に係る状況や意向等をお聞きするため、実施しました。

| 種類 | ①一般市民 | ②民生委員・児童委員 |
|-------|---|---|
| 対象 | 市内在住の18歳以上市民より無作為抽出 | 全民生委員・児童委員 |
| 配付・回答 | 調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答（回答者選択） | 調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答（回答者選択） |
| 調査期間 | 令和4年12月14日～同月28日 | 令和4年11月25日～翌月28日 |
| 配付 | 2,500件 | 146件 |
| 回答 | 1,020件（郵送785件、WEB235件） | 130件（郵送115件、WEB15件） |
| 回答率 | 40.8% | 89.0% |

(2)小・中学生、高校生、大学生等アンケート調査

- 西東京市子ども条例等を踏まえ、子どもや若者を対象に地域福祉に係る意見や活動状況等をお聞きするため、実施しました。

| 種類 | ①大学生等 | ②小・中学生、高校生 |
|-------|-------------------------------------|--|
| 対象 | 大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援への来場者 | 小・中学生：市内小学校5年生、中学校2年生（全校（各校1クラス）） 高校生：市内高等学校2年生（全校（各校1クラス）） |
| 配付・回答 | 大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援における調査票の直接配付、回答 | 学校を通じ、調査票の直接配付、回答 |
| 調査期間 | 令和4年11月12日 | 令和5年1月16日～翌月3日 |
| 配付 | 119件 | 小学生615件 中学生346件 高校生193件 |
| 回答 | 112件 | 小学生577件 中学生315件 高校生106件 |
| 回答率 | 94.1% | 小学生93.8% 中学生91.0% 高校生54.9% |

(3)地区懇談会

- 地域にて生活・活動する市民目線で、地域の現状、課題や解決アイデア等を話し合っていたため、実施しました。

| 地区 | 対象地域 | 回 | 日付 | 参加者数 |
|--------------------------|----------------------------|-----|-----------|------|
| 中部 | 田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町 | 第1回 | 令和5年1月21日 | 25人 |
| | | 第2回 | 令和5年2月4日 | 24人 |
| 西部 | 西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘 | 第1回 | 令和5年1月22日 | 23人 |
| | | 第2回 | 令和5年2月5日 | 23人 |
| 北東部 | 富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷 | 第1回 | 令和5年1月22日 | 23人 |
| | | 第2回 | 令和5年2月5日 | 23人 |
| 南部 | 南町・向台町・新町・柳沢・東伏見 | 第1回 | 令和5年1月21日 | 25人 |
| | | 第2回 | 令和5年2月4日 | 21人 |
| 全地区合同発表会 (地区3回目を合同実施) | | 第3回 | 令和5年2月19日 | 50人 |

(4)中高生向けワークショップ、ネットワークに係るアンケート、まちづくりフェス来場者アンケート

- 中高生向けワークショップは、これからの未来を担う若者から、西東京市が目指すべき地域共生社会を実現するために必要な取組やアイデアについての意見をいただくため、実施しました。

| | |
|------|---|
| テーマ | 「未来を話そう。」 ～みんなで考えてみませんか。私たちのまちのこと。私たちのみらいのこと。～ |
| 実施日 | 令和4年7月30日 |
| 対象 | 市内在住・在学の中学生・高校生年代の方 |
| 参加者数 | 中学生9名、高校生1名（付き添いの保護者1名） |
| 実施方法 | グループワーク |

- ネットワークに係るアンケートは、ほっとネット推進員・ささえあい協力員両方に登録している市民から、活動する上での改善点や整理すべき点等をお聞きするため、実施しました。

| | |
|-------|---|
| 配付・回答 | 配付 54名 回答 23名（回答率 42.6%）（調査票の郵送配付、郵送回答） |
| 調査期間 | 令和5年12月6日～同月20日 |

- 「ともに生きる！まちづくりフェス」への来場者（子どもから高齢者までの幅広い年代）を対象に、地域共生社会に係る簡単なアンケートを行いました（原則、毎年度実施）。

(5) 団体・事業者調査

- 地域福祉に係る団体や事業者を対象に、活動の状況や各分野の課題等を把握するため、実施しました。

■ アンケート調査

| 種類 | 団体 | 事業者 |
|-------------|------------------------------|---------------|
| 配付 | 20団体 | 30事業者 |
| 回答 (回答率) | 7団体 (35.0%) | 10事業者 (33.3%) |
| 対象 | 市内で活動する団体（高齢、障害、児童、生活困窮等の分野） | |
| 配付・回答 | 調査票の郵送配付、郵送回答 | |
| 調査期間 | 令和4年12月14日～同月28日 | |

■ ヒアリング調査

| 種類 | 団体 | 事業者 |
|------|-----------------|------|
| 実施 | 4団体 | 8事業者 |
| 調査期間 | 令和5年2月13日～同月22日 | |

(6) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

- 地域福祉計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

◇令和4年度：3回実施

◇令和5年度：7回実施

(7) パブリックコメント・市民説明会

- パブリックコメント及び市民説明会において、計画書素案を公表し、市民等から意見を募集しました。

| 種類 | パブリックコメント | 市民説明会 |
|----|------------------|------------------|
| 期間 | 令和5年12月1日～翌年1月4日 | 令和5年12月5日及び同月10日 |
| 意見 | 11件 | — |

4 用語の説明

- 計画に記載されている用語の説明です(特段の記載がない限り、社会福祉分野に係る説明)。

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|----|----|-------|
|----|----|-------|

■あ行

| | | |
|-------------|---|------------------|
| アウトリーチ | 英語で「手を差し伸ばす」という意味であり、社会福祉を担う機関(医療・福祉関係者)がその職権により、潜在的な利用希望者に対し、手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な支援を行うこと。 | 41、42、57、85 |
| 安全・安心いーなメール | 市内の防災・防犯に係る情報を携帯電話やパソコンにメールでお届けする、「緊急メール配信サービス」のこと。 | 68、71 |
| インクルーシブ | 様々な背景を持つあらゆる方が差別や排除をされず、社会に参画する機会が保障され、多様性を認め合いながら共生していくこと。ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)として使用されることも多い。 | 72、73 |
| SNS | ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるwebサイトの会員制サービスのこと。 | 36、43、51、63、64 |
| NPO | 非営利団体(Non-Profit Organization)の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 | 1、24、51、54、67、78 |

■か行

| | | |
|------------|--|----|
| 学校避難所運営協議会 | 地震等の災害が発生した場合に、避難所として指定されている西東京市立小学校及び中学校を円滑に避難所として開設し、運営ができるようにすること及び地域の防災意識等の向上を図ることを目的として、日常的に学校等が地域住民等と協議を行うために設置された協議会。 | 70 |
|------------|--|----|

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|------------|---|----------------|
| 基幹相談支援センター | <p>障害の種別に関わらず、市内に在住する障害者・障害児及びその家族または介護を必要とする方からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行う。また、地域のネットワークを構築することで、課題の解決方法を検討し、障害者の自立及び社会参加を支援するとともに、障害者が地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図る機関。</p> <p>本市では、基幹相談支援センターえぼっく（障害者総合支援センターフレンドリー内）と障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置している。</p> | 9、21、36、41、49 |
| 共生型サービス | 同一事業所において介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することを目的とした指定手続きの特例として設けられた制度。 | 67 |
| くらしヘルパー | <p>介護予防・日常生活支援総合事業における本市の独自資格。</p> <p>2日間の養成研修を受講し、修了証明書の交付を受けることで、市が指定した訪問型サービスを提供する介護事業所において、身体介護を伴わない生活支援（家事援助）を中心とした仕事に従事できる。</p> | 48 |
| ゲートキーパー | 悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る方のこと。 | 55、60、80 |
| 「健康」応援都市 | 市民が主体的に自らの健康について関心を持ち、気づき、考え、実践し、「健康になること」「健康であること」を、地域で支え合い（応援する）、まちそのものが健康になれること。 | 19 |
| 権利擁護 | 自らの権利を表明することが困難な認知症高齢者や障害者等の代わりに、代理人である援助者等が当事者を権利の侵害から守るとともに、権利の表明や行使等の支援を行うこと。 | 56、61、78、84、86 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|-----------------|--|-------------------------|
| 権利擁護センターあんしん西東京 | 高齢者や障害者等を対象に、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の手続き支援等を行い、年齢を重ねても、障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるための支援を行う機関。 | 33、34、55、61、67、83、84、85 |
| 更生保護 | 犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人々が自立し改善すること。 | 60、78、91 |
| 子ども家庭支援センターのどか | 子ども自身や子育て家庭からの様々な相談に応じる総合窓口であり、地域の関係機関と連携を取りながら、支援をしている。 主な業務として、子ども家庭相談、子育て支援事業、養育家庭支援制度の紹介を行っている。 | 36、41、55、58、60、62、66 |
| 子ども条例 | 今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とした条例。 | 46、55 |
| 子ども食堂 | 地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、食事を取りながら、地域交流ができる場を提供する市民活動。 | 18、52、59 |
| 子ども110番ピーポくんの家 | 子どもが不審者等から被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護するとともに、警察等へ連絡するなどし、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。 | 71 |

■さ行

| | | |
|---------|--|----|
| 災害時要援護者 | 災害時の避難に際し、特に援護が必要な方のこと。本市における対象者は以下のとおり。 1. 65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方 2. 介護保険の要介護認定を受けている方 3. 心身等に障害がある方 4. 難病（国都の難病等医療費助成認定）の方 5. その他の理由により登録を希望する方 | 70 |
|---------|--|----|

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|-------------|--|----------------------|
| ささえあいネットワーク | <p>高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民（ささえあい協力員）、事業所（ささえあい協力団体）、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター及び市（高齢者支援課）が相互に連携し合う仕組み。</p> <p>ささえあい協力員及び協力団体は、日頃の生活や業務の中で見守り活動を行い、異変に気付いたら関係機関へつなぐ。</p> <p>ささえあい訪問協力員は、ささえあい訪問サービスの利用者宅を訪問し、玄関先でお話を伺ったり、新聞受けや郵便受け、照明の点灯等を定期的に確認することで、安否確認を行う。</p> | 15、17、57 |
| サロン | <p>地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のことであり、地域の福祉的な課題の発見、地域活動の組織化や福祉教育の場等へ広がる可能性も持つ。</p> | 40、47、50、52、57、64、65 |
| 市民協働推進センター | <p>市民の多様な活動や協働によるまちづくりの拠点として、NPOや市民活動を幅広くサポートし、様々な協働の形を生み出していくための機関。</p> | 47、49、51、54 |
| 社会的孤立 | <p>家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。</p> | 56 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|--------------|--|----------------|
| 社会福祉協議会 | <p>社会福祉法に基づく、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支えあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進している。</p> <p>具体的には、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に係る活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に係る調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施している。</p> | 1、10、12、77、78、 |
| 社会福祉法人 | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、設立される法人のこと。 | 17、24、51、78 |
| 社会を明るくする運動 | 全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人々の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。 | 60、80 |
| 住宅確保要配慮者 | 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している方、その他、住宅の確保に特に配慮を要する方。 | 49、50、54、62 |
| シルバー人材センター | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人で、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。 | 72、75 |
| スクールガード・リーダー | <p>学校の安全・防犯に係る専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。</p> <p>各市立小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。</p> | 71 |
| 生活困窮者 | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方のこと。 | 55、59、60、72 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|--------------|--|---------------------------|
| 生活サポート相談窓口 | 生活困窮等に係る相談を受け付け、相談員がどのような支援が必要かをともに考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う窓口のこと。 | 21、22、57、58、60、65、75 |
| 生活支援コーディネーター | <p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備するため、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす方のこと。</p> <p>協議体や地域ケア会議等とおして、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況把握に加えて、①地域のニーズと資源の状況の見える化、②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、③関係者のネットワーク化、④生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、⑤ニーズとサービスのマッチング等を行う。</p> | 17、18、47 |
| 生活保護 | 生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度。 | 30 |
| 制度の狭間 | 公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のこと。 | 21、41、56、57 |
| 成年後見制度 | 認知症や障害等の理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約の締結や財産の管理をするなどにより、本人の保護を図る制度。 | 3、56、61、80、83、84、85、86、87 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|----|----|-------|
|----|----|-------|

■た行

| | | |
|-------------------|--|---|
| 男女平等推進センター パリテ | 男女平等参画社会の実現を目指して、地域のグループの支援、相談受付、講演会・講座やイベント等を実施している機関のこと。 | 55、60 |
| 地域活動拠点 | 身近な地域で住民相互の助け合いの輪を広げ、共に支えあう地域社会づくりを目指し、地域のニーズを発見、解決するための「場」として設置する地域の活動拠点。 | 33、79 |
| 地域協議会 | 社会福祉法人が余裕資金を活用し、地域公益事業を行う際に、その取組内容へ地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行える場として設置する会議体。 本市では、地域福祉計画策定・普及推進委員会を活用。 | 51、54 |
| 地域協力ネットワーク | 各地域で活動している様々な団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動するネットワークの住民自治組織のこと。 地域コミュニティ基本方針に基づき、市を4つの地域（中部、西部、北東部、南部）に分け、4つのネットワークを設立している。 | 15、16、17、 18、33、34、 40、49、54、 79 |
| 地域子育て支援センター | 市内の公立保育園5か所（ひがし保育園、すみよし保育園、なかまち保育園、けやき保育園、やぎさわ保育園）を基幹型保育園として位置付け、地域子育て支援センターを開設している。 施設内の集いの部屋のほか、園庭も利用ができ、就学前までの子どもと家族、これから親になる方に子育て相談・子育て講座等、各種子育て支援を行っている。 | 21、36、41、 62、65、66 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|---------------------|--|--|
| 地域福祉コーディネーター | <p>地域の課題、困りごとを地域住民等とともに解決する調整役のことで、社会福祉に係る専門性を有する職員が担当している。</p> <p>具体的な役割は、①地域福祉に係る調査及び実態把握、②地域福祉に係るニーズの発見並びに地域活動者及び地域におけるリーダーの発掘、③課題の解決のために必要な地域の人材、行政、関係団体等への連絡及び調整並びに課題の解決に取り組む関係者との連携、④日常生活をする市民の身近な相談窓口、⑤日常生活をする市民の組織化の支援、⑥ネットワーク事業に係る情報の提供、⑦ネットワーク事業に係る新たな活動の企画又は開発。</p> | 9、15、16、17、18、19、21、32、33、34、35、39、40、45、48、54、55、57、58、64 |
| 地域包括支援センター | <p>保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加えて、市独自に認知症地域支援推進員、専門相談員を配置し、各専門職のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。</p> <p>主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。</p> | 18、21、33、34、36、41、58、60、65、80 |
| 出前講座 | <p>講座メニューの中から市民の方々が希望するものについて、市職員が出向いて話をするもの。市の業務や制度等、市政についての理解を深めていただくとともに、団体・グループの学習の場として利用していただいている。</p> | 45、46、67、68 |
| ドメスティック・バイオレンス (DV) | <p>英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることもある。</p> <p>一般的には「配偶者や恋人等、親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。</p> | 59、60 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|----|----|-------|
|----|----|-------|

■な行

| | | |
|------------|---|-------------|
| 2025年問題 | 2025年までにいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増大が予想されている。そのため、全国で、地域の全ての方が地域ぐるみで支えあう仕組みづくり=地域包括ケアシステムの構築が急がれている。 | 19 |
| 日常生活圏域 | 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスの整備状況等を総合的に勘案して、介護保険法により定める区域のこと。 令和6年4月から、従前の4地区に変え、地域包括支援センターの8地区に設定する。 | 17、18 |
| 日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助、行政手続きに係る援助等のほか、日常の金銭管理や定期的な訪問による生活変化の察知等も担っている。 なお、事業発足当初の名称である「地域福祉権利擁護事業」を併記することが多い。 | 55、61、83、85 |

■は行

| | | |
|--------|--|-------------|
| 8050問題 | 例えば、80代の高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居しているなどで、収入に係る問題を世帯が抱えていることをいう（9060問題ともいう）。 | 9、24、63 |
| はなバス | 既存のバスサービスではカバーしきれない公共交通空白地域を中心に運行する、西東京市コミュニティバスのこと。 | 33、34、74、80 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|-----------------|--|-------------------------|
| バリアフリー | <p>バリア(障壁)をフリー(解消)にすることで、高齢者・障害者等が生活しやすい環境に整備しようとする考え方。</p> <p>バリアには、段差等の物理的な障壁だけでなく、制度や差別意識等、幅広い概念を含む。</p> | 72、73 |
| ひきこもり | <p>様々な要因の結果として、社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む)のこと。</p> | 7、9、24、32、36、59、60、63 |
| ファミリー・サポート・センター | <p>地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい方(ファミリー会員)と子どもを預かりたい方(サポート会員)が互いに会員となる組織で、会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。</p> | 47 |
| 福祉サービス第三者評価 | <p>社会福祉法第78条に基づき、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の第三者機関が客観的に評価し、その結果を公表することにより、利用者は自分に合ったサービスを選択でき、事業者は事業の透明性を確保し、福祉サービスの質の向上に資することができる制度。</p> | 33、34、63、67、80 |
| ふれあいのまちづくり | <p>住民同士が気軽に知り合い、支え合えるまちづくりを目指して取り組む住民主体の福祉活動。ちょっとした困りごとを、「みんなで見つけ、話し合い、行動(解決)する」サイクルを通じて、“ふれあいのまち(ふれまち)づくり”を推進している。</p> | 15、17、33、34、47、52、53、79 |
| 保護司 | <p>更生保護活動において、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務省の保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人がスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を実施する。</p> | 78 |

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|-------------------|--|---------------------------------------|
| ほっとするまちネットワークシステム | 本市独自の取組で、市民の誰もが住んでいてほっとできる地域になるよう、市民、地域の活動団体やほっとネット推進員等、様々な方、サービスや機関を地域福祉コーディネーターがつなぎ、地域の課題を解決していくためのネットワークのこと。 令和6年3月時点では市を4つの圏域（中部、西部、北東部、南部）に分け、各圏域に地域福祉コーディネーターを2名配置している。 | 15、17、19、23、32、39、40、48、54、57、65 |
| ほっとネット推進員 | 地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターへつなぎ、解決のために協力する市民ボランティアのことで、登録研修を受けた方なら誰でもなることができる。 これら地域内での活動以外に、地域での居場所づくり等にも取り組んでいる。 | 9、17、18、31、32、35、39、41、45、47、57、64、79 |
| ボランティア・市民活動センター | 市内を中心に、ボランティア活動等を実践している、あるいはこうした活動に関心を持っている団体・個人同士の橋渡しや活動に係る相談受付・講習会の開催等の支援を行っている機関。 | 33、47、51、79 |

■ま行

| | | |
|-----------|---|--|
| 民生委員・児童委員 | 「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティア。 地域の相談相手として、暮らしや高齢者・障害者の支援を行う。また、行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域におけるパイプ役として活動している。 | 12、18、31、32、37、48、56、57、63、65、78、79、86 |
|-----------|---|--|

■や行

| | | |
|---------|--|-----------------------|
| ヤングケアラー | 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができない等、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものこと。 | 7、9、24、32、36、59、60、63 |
|---------|--|-----------------------|

| 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|------------|---|-------------|
| ユニバーサルデザイン | ユニバーサルは「全てにわたり一般的な」という意味を持つ。ユニバーサルデザインは、年齢や能力等にかかわらず、できるだけ多くの方々が最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。 | 24、72、73、74 |

第5期西東京市地域福祉計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

発行・編集:西東京市健康福祉部地域共生課

発行年月:令和6年3月

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13(田無第二庁舎1階)

電話:042-464-1311(代表)

FAX:042-420-2896

E-mail:fukushisougou@city.nishitokyo.lg.jp